

2. 前回計画策定後の社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢社会の進行と世帯構造の変化

我が国の人囗は、平成19年（2007年）の1億2,777万人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成18年12月）によると、今後は長期の人口減少過程に入ると予測されています。

高齢化については、団塊世代が老年（65歳以上）人口への参入を始める平成24年（2012年）には老人人口が3,000万人を上回り、平成32年（2020年）には3,590万人に増加すると予測されています。一方、少子化については、平成17年（2005年）に合計特殊出生率が1.27と過去最低水準となり、今後も少子化傾向は長期的に続くと予測されていることから、本格化する少子高齢社会に向けた対応が必要です。

また、単独世帯やひとり親と子からなる世帯が増加するなど世帯の小規模化や高齢者世帯の増加が予測されており、世帯構造の変化に伴う多様なニーズへの対応が必要です。

(2) 都市機能の郊外流出と中心市街地の空洞化

中心市街地の地価上昇やモータリゼーションの進展を背景に危機的な状況にある中心市街地を活性することを目的として、平成10年（1998年）に中心市街地活性化法を含む「まちづくり三法」が整備されました。しかし、その後も規制緩和等による大規模小売店舗の郊外立地が進み、さらには公共公益施設や住宅が郊外に流出するなど、中心市街地の居住人口の減少、既存商店街の衰退が続いている。

このような都市機能の無秩序な拡散は、社会基盤の維持管理などの都市運営にかかるコストの増大や、過度の自動車依存による環境負荷の増大などの問題を引き起こしていることから、様々な都市機能が集積した集約型都市づくりへの転換を目的として、平成18年（2006年）にまちづくり三法が見直されました。今後、急速に人口減少・高齢化が進むと予測される地方都市においては、これまでの都市づくりに対する考え方を転換し、徒歩や自転車等で行動できる範囲に公共公益施設、住宅、商業店舗など様々な都市機能を集約させるとともに、中心市街地の新しい魅力の構築をめざしていくことが重要です。

(3) 安全・安心意識の高揚

平成15年（2003年）に東南海・南海地震特別措置法が施行され、徳島県は「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されました。東南海・南海地震は、今後30年以内に60%以上の確率で発生する可能性が指摘されていることから、自主防災組織の構築や防災資機材の整備などの対策を進めてきましたが、まだ十分とはいえません。

また、本市の市街地の主要部分は、塩田の埋め立て地から成り立っていることから、台風や大雨の浸水被害をたびたび被ってきました。このため、雨水幹線やポンプ場の整備により被害の解消に努めてきましたが、近年各地で頻発している想定を超える大雨の際は、浸水被害の発生が懸念されており、今後も災害に強い都市づくりに努める必要があります。

さらに、全国的に犯罪が増加しており、社会生活の多様化・複雑化を背景として、犯罪の巧妙化や凶悪化、広域化などの傾向が見られることから、安全・安心な都市づくりに対する人々の意識が高まっています。その一方で、地域のコミュニティ意識の薄れなどから地域の犯罪抑止機能の低下が懸念されており、各地域におけるコミュニティ意識の向上や連帯感の強化が必要です。

(4) 地球規模の環境問題の深刻化

人間活動に起因する地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題に直面する中で、平成9年（1997年）に採択された「京都議定書」により、平成20年（2008年）度から平成24年（2012年）度の間に、我が国は国内の温室効果ガス総排出量を平成2年（1990年）度レベルから6%削減する目標が定められ、温室効果ガス排出量の削減が重要な課題となっています。

このため本市は、平成13年（2001年）に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、自らの事務及び事業に伴う環境への負荷の削減に向けた具体的な取り組みとその目標等を定め、その推進に努めてきました。また、平成13年（2001年）に施行された鳴門市環境基本条例に基づき平成16年（2004年）に「鳴門市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造のための様々な施策を進めています。

環境問題への取り組みは緊急の課題であり、都市における自然環境の果たす役割を認識し、環境と共生した持続可能な循環型の都市づくりへの転換が必要です。

(5) 美しい景観づくりへのニーズ拡大

近年、美しい街並みや良好な景観に対する人々の意識が高まっており、各地域で都市景観の向上に関する様々な取り組みが行われています。平成15年（2003年）に「美しい国づくり政策大綱」が策定されたことを受け、平成16年（2004年）に景観法が公布され、翌年には景観緑三法が全面施行されました。

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、国民共通の資産として永続的にその恩恵が享受できるよう、整備と保全が図られなくてはなりません。

また、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、観光等の振興や地域間交流の活発化という観点からも、美しい景観づくりに努める必要があります。

(6) ライフスタイルの多様化

現代社会においては、これまでの経済的な豊かさのみを追求した時代から、ゆとりや安らぎ、心の豊かさ、癒しへの志向など生活の質を重視する時代へと変化しています。

このような人々の価値観の多様化や長寿化による退職後の生活期間の長期化に伴い、都市部では働き方や住まい方が多様化しています。このため、都会で暮らす人々が週末や一年の一定期間を農山漁村で過ごすなど、複数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」の動きも見られます。

過疎高齢化が進行している地方の農山漁村においては、これまでのような地域活動やコミュニティの維持が困難となることが懸念されています。このため、このような都市住民の田舎暮らしに対するニーズを的確にとらえ、新しい地域活動の担い手として受け入れていくなど、今後の都市づくりに活かしていくことが必要です。